

◇ 深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 次に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） おはようございます。

通告に従って質問をいたします。

初めに、保育料についてであります。

隣接市から移り住んできた若い夫婦から、「美郷町の保育料はどうしてこんなに高いんですか」という声を聞きました。この町の高い保育料については、さきの平成28年度予算特別委員会で述べ、その実態を確認したところであります。ほかにも同様の意見が町教育委員会に寄せられているとのことであります。

さて、現行の美郷町の保育料は、国の子ども・子育て支援法の成立により、平成27年4月より全国的にスタートしているもので、国が定める上限額の範囲内でそれぞれの市町村が決定するものであります。

美郷町では、国の定めのとおり8階層区分による保育料であるのに対して、隣接自治体の横手市や大仙市では、その上限額の範囲内で13から17階層に区分することにより、細やかに利用者の負担軽減に努めており、この階層区分の設定が保育料の乖離を生じる一因になっているようであります。

このように、町の保育料が階層によっては隣接自治体より倍以上も高い実態にあるということは、子育て支援のみならず少子化対策や若者定住など、地方創生を推し進めている町にとって決して望ましい姿とは言えないと思います。

話は本題からちょっと外れますが、私は農業宿泊体験を受け入れて30年近くになります。初めのころは、東京都内の中学生でありましたが、ここしばらくは仙台市内の中学生を受け入れしています。その毎年やってくる仙台の中学生とのいろいろな会話の中で、いつのころからかやってくる子供たちの兄弟の多さに驚きを感じるようになっていました。私的には、仙台は都会、都会イコール一人っ子が多いという勝手な先入観を持っていましたので、今度来る子供たちはどうなんだろうと、毎回欠かさずその話題に触れるようにしています。

ことしも5月に町の宿泊体験も含め、3中学校12人が宿泊してくれました。その12人の兄弟の内訳はというと、一人っ子が1人、2人兄弟が4人、3人兄弟が5人、4人姉妹が1人、5人姉妹が1人ということでありました。大体いつもこんな感じで、3人兄弟が半数ぐらいでありま

す。

そして、今回、保育料についての質問でありましたので、仙台市の保育料を確認してみましたところ、やはり20階層ということで、国の基準の倍以上の設定でありました。そして、大変安い。どれくらい安いかというと、美郷町町民税所得割額で一番低い4万8,600円未満の区分、3歳以上では1万6,500円なのに対して、仙台市では6,300円であります。最高額でも町の5万3,300円に対して、仙台市では3万4,000円であります。

まだあります。多子世帯の負担軽減では、国の基準では2子目が5割、3子目が無料ですが、仙台市は同様区分では2子目が7割軽減の1,890円ということで、2人利用でも、3人利用しても1万円かからないことになります。

このように、一部の紹介であります。東北の中心都市として毎年5,000人から1万人の人口が増加している仙台市、その実態は、多子世帯が多いこと、そして、子育て世帯に対して丁寧かつ手厚い支援をしていることなどあります。

このこと自体の直接的な因果関係はないかもしれませんが、日本一人口減少や少子高齢化の進行に悩む秋田にとって、学ぶべき点があるのではと思っているところでもあります。

その先行事例として、秋田県や秋田市では、要件は異なりますが、今年度から2子目の無料化を開始しているようで、特に秋田市は県よりも一歩踏み込んだ形で、「日本一の子育て地域に」をスローガンに取り組んでいるようでもあります。

話を本題に戻しますが、今回の保育料についてですが、さきにも述べましたように、保育行政にとどまらず、総合的なまちづくりの見地から、次のことについて町長のお考えを伺いたいと思います。

①として、利用者の現状。そして、②として隣接自治体との保育料の乖離を改善すべきと思うが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全国的に比較して、美郷町の使用料の水準がどうかということを一面的に比較することは、行政体全般として誤った方向に行くこととなりますので、資料としてご指摘を受けとめ、その全般的な話についての見解は述べないことといたします。

初めに、子ども園等の使用料の現状についてですが、子ども園の使用料は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分があり、幼稚園児に相当する1号認定、3歳以上の保育園児に相

当する2号認定、3歳未満の保育園児に相当する3号認定としていることは、議員ご承知のとおりです。

また、その区分ごとに生活保護世帯を第1階層、住民税非課税世帯を第2階層とし、以降、住民税の課税額ごとに階層を設け、負担能力に応じた使用料を定めております。

そこで、ご質問の保育園児に相当する2号認定及び3号認定の階層ごとの人数、保護者負担の軽減等の現在の状況についてお答えいたします。

2号認定、3号認定を合わせた人数で、第1階層はゼロ人、第2階層96人、第3階層91人、第4階層117人、第5階層75人、第6階層26人、第7階層以降8人で、合計413人となっております。

保護者負担の軽減状況ですが、ひとり親世帯、世帯員に障害をお持ちの方がいらっしゃる世帯の全額免除者が38人、第3子の全額免除者は3人となっております。また、全額免除者以外に第3階層までは2分の1、第4階層以降は3分の1の使用料助成を行っており、その人数は、2分の1助成は147人で、3分の1助成者は225人となっております。

なお、美郷町では、近隣自治体とは異なり、全保護者に対して負担軽減措置を講じているところ です。

次に、近隣自治体との使用料の比較についてですが、これは先ほど仙台市の例を引いたことと共通性があるかもしれませんが、本町は教材費やスクールバス代を使用料とは別に徴収しておりません。一方、近隣自治体は使用料とは別にその負担を求めていることから、それを含めた保護者の実負担額で比較いたしますと、幼稚園に相当します1号認定の使用料については、第1、第2階層で近隣自治体よりおおむね低額である一方、第3階層以上については、一部自治体より低額で、一部自治体より高額という中間的な位置づけにあります。

次に、2号認定と3号認定の使用料についてですが、第1、第2階層では、1号認定と同様、近隣自治体より低額である一方、第3階層では一部自治体より低額で、一部自治体より高額という中間的な位置づけになっております。

また、第4、第5階層では、議員ご指摘のように、近隣自治体より総じて高額となっておりますが、倍以上の乖離にはなっておりません。

そして、第6階層以降では、2号認定ではほぼ本町の使用料が低額である一方、3号認定では一部自治体より低額で、一部自治体より高額という状況です。

なお、こうした本町の子ども園使用料の階層区分は、議員がご説明のとおり、国が示した階層区分に基づいて定めており、標準的な区分となっております。

美郷町では、こうした使用料負担のもと、認定子ども園のメリットを最大限に生かした保育教育プログラムを実践しているとともに、子供たちが伸び伸び行動できる園舎の環境整備に努めるなど、ほかと比較した際の特徴もありますので、負担額のみならず総合的にご判断いただけますようお願い申し上げます。

一方、ことし2月、国において2号認定と3号認定の第4階層の使用料細分化が検討されている旨、県より情報が寄せられました。その段階では確定情報ではなかったため、町としては国の方針確定を待って検討に着手することとし、その情報を待っておりました。5月上旬にようやく国の制度変更が正式に決定した旨、連絡が入り、町ではその後、国の方針に基づく第4階層の細分化について検討をしてきたところです。

検討の核心は、細分化する区分ごとの負担額について、近隣自治体との差異をどう認識し、そして、上下の区分の負担額とどう整合を図っていくかですが、現在、その検討を鋭意進めているところです。

毎年9月には、住民税確定に伴う子ども園使用料の切り替えを実施しておりますので、その時期に確実に間に合うように取りまとめ、町議会にお諮りしたいと存じますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

深澤 均君の再質問を許可します。

○7番（深澤 均君） 答弁の内容では、改善の方向へ進むというふうに捉えておりますけれども、そういう感じでよろしいですか。

保育料については、いろいろな高い・低いがあって、町長が説明されたとおりにかと思っておりますけれども、全体的に見ますと、保育料もさることながら、多子世帯の支援拡充へ動いているようにも思います。

秋田市の例を見たんですけれども、秋田市では18歳以下の子ども世帯が2万5,000件あるようですけれども、その子供の数を調査したところ、1人だけしかいないというのが全体の46%に上るということで、非常に大きな数字にびっくりして、今の第2子を無料にしたというような、そういう流れのようでしたけれども、やはり、子供を欲しいと願っている方については無理なく子供を産んでもらえるような、経済的な負担を軽くしてやるような、そういう施策が、ちょっと因果関係はないかもしれませんが、そういう施策も現に仙台市なんかの例を見てみますと効果が上がっているということで、これは通告はしておりませんが、美郷町ではそういう子供

の数、1世帯当たりの夫婦間の子供の数というのは、調査したり把握したりしているものなのではないでしょうか。それとも、そういうことの必要性を感じているものなのか、答えられる範囲内で結構ですので、担当課でもよろしいですし、そこら辺の答弁をお願いできましたらお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

地方創生の地方版総合戦略をつくる際に、町内の世帯における子供さんの数の調査をしておりますので、町としては把握をしています。

ただ、今現在、3子世帯が何世帯あってという数字の持ち合わせはしておりませんので、事前に通告いただければ準備しておきました。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「いいです」の声あり）

それでは、次の質問に入っていただきます。

○7番（深澤 均君） それでは、次の質問に入ります。

老人クラブについてであります。

老人福祉法13条には、地方公共団体の老人クラブへの責務が明記されているところであります。このことによって、町では高齢者の生きがい活動と健康づくり活動の推進をするため、老人クラブ補助金交付要綱のもとに活動助成をしているところであります。

しかし、単位クラブによっては、リーダー不足や高齢化が進み、事業活動や運営などに苦労しているようであります。なかでも、交付要綱で定められている申請事務や事業報告書作成など、事務作業は高齢者にとって苦手な分野で、大変難儀しているという声も伺います。まずは、どのような実態にあるのかを伺います。

そして、私はこのような状況が単位クラブの負担になり、事業活動の停滞や、ひいては解散などにつながるよう、老人クラブの実態に沿った支援のあり方、工夫が必要ではないかと思いますが、お考えを伺います。

また、美郷町の高齢者一人一人が孤立することなく健康で幸せな老後を送っていただくためには、老人クラブの果たす役割は大きいと考えます。また一方では、町民のライフスタイルの多様化や高齢者が増加する中、老人クラブのあるべき将来像についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

老人クラブについてですが、町では老人クラブ育成のため、美郷町老人クラブ補助金交付要綱を定め、補助金交付による財政支援を行っておりますが、補助金の交付に際しては、美郷町補助金等の適正化に関する規則により、適正な使用について指導を続けてきたところです。

さて、議員ご質問の老人クラブの事務手続についてですが、一部のクラブから、もう高齢のため事務手続が困難である旨、ご意見をいただいているところです。しかし、補助金が公金である以上、補助金の使途がわかる書類や補助金算定の基礎となる書類など、必要最低限の書類については、ほかの補助金交付団体との均衡を図る上でも提出していただく必要があるものと存じます。

なお、近隣市においても当町と同様、必要な書類の提出は求めているようで、県内では同じような事務取扱となっているものと存じます。

一方、そうはいふものの、お困りのクラブに対してふさわしい支援を講ずる認識も行政には必要との観点で、町では今春より、各地域に足を運び、手続に関する出張相談を行うとともに、提出書類の添付書類を少なくするなど、できる範囲の簡素化を図っているところです。どうかご理解をお願いいたします。

また、老人クラブは、地域における自主的組織ですので、今後もそうした認識のもとで、会員の総意のもとで活動が活発に展開され、生きがいつくりや健康づくり、そして孤立感の回避などに役立っていくことが望ましい将来像ではないかと考えております。そのためにも、町としては引き続き各般のご相談に対応できる範囲で応じてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長(高橋 猛君) 再質問ありますか。

これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。